

青森県報

第二千八百六十四号

平成十九年
十一月三十日
(金曜日)

目次

告 示

青森県民生委員の定数の一部改正	(健康福祉課) …… 一
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課) …… 二
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	(河川砂防課) …… 二
右 同	(同) …… 三
都市計画の変更	(都市計画課) …… 三
大規模小売店舗の変更の届出	(経営支援課) …… 四
監査委員	(事務局) …… 五
監査結果に対する措置の公表	(事務局) …… 五

告 示

青森県告示第八百四号

平成五年十二月八日青森県告示第八百四十二号(青森県民生委員の定数)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

市町村名	民生委員の定数
弘前市	三九八人
八戸市	五〇九人
黒石市	九二人
五所川原市	一四三人
十和田市	一四六人
三沢市	九〇人
むつ市	一六〇人
つがる市	一〇五人
平川市	九一人
平内町	四五人
今別町	一七人
蓬田村	一一人
外ヶ浜町	三五人
鱒ヶ沢町	五五人
深浦町	四三人
西目屋村	八人

三戸町	佐井村	風間浦村	東通村	大間町	おいらせ町	六ヶ所村	東北町	横浜町	六戸町	七戸町	野辺地町	中泊町	鶴田町	板柳町	田舎館村	大鰐町	藤崎町
四一人	一三人	一一人	二五人	一七人	五三人	三四人	五〇人	二〇人	二八人	五二人	四一人	五一人	四五人	四三人	二五人	三五人	三九人

計	新郷村	階上町	南部町	田子町	五戸町
一、七五六人	一一人	三四人	六五人	二二人	五三人

青森県告示第八百五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表易国間区域の項を次のように改める。

易国間区域 易国間漁業協同組合の地区	21 小型定置漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
-----------------------	---

青森県告示第八百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、昭和五十九年一月五日青森県告示第三号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第十八号を次のように改める。
十八 富范急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域(市道富范四四号線の区域を除く。)。この場合において、標柱一号と標柱十一号を結んだ線は市道富范三八号線右側官民地境界線と市道富范五五号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	つがる市	富范	藪分	四一の一
二	"	"	"	四一の一
三	"	"	屏風山	一の一四一
四	"	"	"	一の八三一
五	"	"	"	一の八三一
六	"	"	里見	七二
七	"	"	"	七二
八	"	"	静	八の二
九	"	"	藪分	三三の一
十	"	"	静	八の六
十一	"	"	藪分	三三の一

青森県告示第八百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、平成十四年三月二十五日青森県告示第二百二十四号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号を次のように改める。
二 尾別二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を結んだ線に囲まれた区域(町道一八九号線の区域を除く。)。この場合において、標柱十三号と標柱十四号を結んだ線は町道一八九号線左側官民地境界線とし、標柱一号と標柱十五号を結んだ線は町道一三三号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	北津軽郡中泊町	尾別	小谷	二七六の一七
二	"	"	"	二七六の一七
三	"	"	"	二七六の一七
四	"	"	"	二七六の一七
五	"	"	"	二七六の一四
六	"	"	"	二七六の一三
七	"	"	"	二七六の一四二
八	"	"	"	二七六の一〇七
九	"	"	"	二七六の五八
十	"	"	"	五一の一
十一	"	"	"	二七六の一〇五
十二	"	"	"	二七六の一〇一
十三	"	"	"	二七六の一〇三
十四	"	"	"	二七六の一〇二
十五	"	"	"	二七六の一六四

青森県告示第八百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール下田
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 西尾徹二
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株 式 会 社 シ ー ス プ ラ ン ニ ン グ 東 京 都 練 馬 区 春 日 町 六 丁 目 一 九 の 八 代 表 取 締 役 関 好 邦	変 更 後	株 式 会 社 シ ー ス プ ラ ン ニ ン グ 東 京 都 練 馬 区 春 日 町 六 丁 目 一 九 の 八 代 表 取 締 役 神 山 多 恵 子	変 更 年 月 日	平 成 二 十 年 三 月 三 十 一 日
-------	--	-------	--	-----------	-----------------------

株式会社ユニテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル 弘前市大字城東中央三丁目三の三 代表取締役 佐藤泰	株式会社ユニテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル 弘前市大字城東中央三丁目三の三 代表取締役 稲生一彦	一九・六・六
タワーレコード株式会社 東京都品川区南品川二丁目一五の九 代表取締役社長 伏谷博之	タワーレコード株式会社 東京都品川区南品川二丁目一五の九 代表取締役 高木哲実	一九・二・六
株式会社N・S・マネージメント 弘前市大字清水森字村元五の一 代表取締役 瀬田石昇	株式会社N・S・マネージメント 弘前市大字城東中央四丁目一の三二 代表取締役 瀬田石昇	一九・九・二
株式会社バリエーション 兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目二の一七 代表取締役 井元憲生	株式会社バリエーション 兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目二の一七 代表取締役 井元憲生	一九・九・二

四 届出年月日

平成十九年十一月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十九年十一月三十日から平成二十年三月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年三月三十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 加註

榎田 謙二、田中 隆二、山本 隆二、山本 隆二、山本 隆二

監査結果

監査結果に対する措置の公表

平成19年6月1日付け青監査第22号及び平成19年9月11日付け青監査第48号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県病院事業管理者及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年11月30日

青森県監査委員 林 忠 男
同 同 阿 賀 世
同 同 森 内 之 保 留

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森地域県民局地域健康福祉部（東地方健康福祉こどもセンター）	収入未済の解消に努めること。	滞納者に対して、催告通知及び家庭訪問や電話連絡により滞納指導を実施している。
中南地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	当部で定めた「滞納金処理要綱」に基づき、従来のみならず、家庭訪問による納入指導の徹底のほか、連帯保証人への協力依頼等収入こどもセンターに未済発生防止策を講じながら、

さらに収納対策会議の中で収納指導方針等を検討するとともに、各課室並びに各関係機関との連携強化を徹底することなどとした。

三人地域県民局地域健康福祉部
非常勤職員の任用目的以外の業務に従事させているものがある。

収入未済の解消に努めること。
未納者に対しては、催告書による催告のほか、電話や訪問等により調整室から定期的な納入状況を把握し、各部との連携を強化し、滞り一層の収入未済の解消に努めることとした。また、現年度分未納の発生防止のため、市町村の徹底等、的確かつ適正な実態把握と迅速な事務処理に努めることとした。

西北地域県民局地域健康福祉部（西北地方健康福祉こどもセンター）
収入未済の解消に努めること。
費用徴収に関する事前説明の徹底及び債権発生未済金対策検討会等に基づき、定期的に滞納者指し回しを再開し、滞納の解消に努めることとした。

上北地域県民局地域健康福祉部（上北地方健康福祉こどもセンター）
収入未済の解消に努めること。
上北地域県民局地域健康福祉部が策定している「収入未済対策会議」において、指導方針等について検討し、電話実務などとして、より一層収入未済の解消に努めることとした。

委託料及び扶助費において、支払手続が遅延しているものがある。
予定価格が10万円を超えている物品の修繕について、見積書を
今後は、事業担当と経理担当の連絡を密にし、速やかに支払手続を行うこととした。
今後は、4項を遵守し経理事務及び同運用（第148条）を行つこととした。

	<p>起案用紙に公印管 守者の承認を受けず、 公印を使用している ものがある。</p>	<p>を出し務担当者には、「指摘」を 個人を目標に掲げ、各人業務に 意識を持って生じた改善が 見えてくるように、必要に応じて 指導の指図を図る。</p>
青森県立弘前高等技 術専門学校	<p>委託料において、過 支払い漏れによりついで 支度支出となっている ものがある。</p>	<p>公印の重要性を認識し、公印承認に 守者から全職員に対して口頭で周知を 図った。</p>
三八地域農政局地域 農林水産部	<p>収入未済の解消に 努めること。</p>	<p>収入未済については、これまでど も解消のため執意努力してきた消 に努める。</p>
	<p>報酬において、勤 務状況の確認がいないも のがある。</p>	<p>勤務日を変更する際には、必ず 変更届を提出するように指導した。</p>
	<p>委託料及び工事請 負費において、速やか に委託料の支払いが 行われていないが、 変更契約が工期末 に行われているもの がある。</p>	<p>設計変更に伴う変更契約の手続 は、滞なく行うこととした。</p>
	<p>工事請負費におい て、建設工事請負契 約書の削除条項を誤 っているものがある。</p>	<p>契約書の作成に当たっては、準と 森農財務規則の契約約款を標準 として作成することとした。</p>
	<p>一時取扱金（契約 保証金）の払出しが 遅延しているもの がある。</p>	<p>審査体制を強化し、今後の事務 を適期・適正に処理することとし た。</p>
	<p>財産の管理におい て、適正でないもの がある。</p>	<p>今後とも現状回復を粘り強く働 きかけ、財産の適正管理に努める。</p>

西北地域農政局地域 農林水産部 （西北地方農林水産 事務所）	<p>公印管守者の承認 を受けず、公印を使 用しているものか がある。</p>	<p>公印の使用については、管理体制 制の強化とともに、公印管守 者の承認を受けることを徹底す ることとした。</p>
上北地域農政局地域 農林水産部 （上北地方農林水産 事務所）	<p>旅費において、精 算確認が行われてい ないものが多数ある。</p>	<p>契約手続の審査体制を強化し、 適正な事務処理を行うこととした。</p>
下北地域農政局地域 農林水産部	<p>公印管守者の承認 を受けず、公印を使 用しているものか がある。</p>	<p>公印の使用については、管理体制 制の強化とともに、公印管守 者の承認を受けることを周知、徹 底することとした。</p>
青森県農林総合研究 センター	<p>起案用紙に公印管 守者の承認を受けず、 公印を使用している ものがある。</p>	<p>公印の使用については、管理体制 制の強化とともに、公印管守 者の承認を受けることを周知、徹 底することとした。</p>
	<p>電気料支払遅延に よじり、遅延している ものがある。</p>	<p>今後は、出納員にのみならず、副 担当も、起案者においても支払 を必ず、チャエツクするすること とした。</p>
	<p>使用料及び賃借料 において、平成14年 度において交付された共通 自動車乗車券を使用 しているものがある。</p>	<p>今後は、所長を券綴使用者に指 定しないことで、簿で配付してい くこととした。</p>

	<p>需用費並びに使用料及び借料で執行しているものがある。</p>	<p>支出手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りがないよう万全を期することとした。</p>
<p>備品購入費に約を随伴し、結し約全による制限を超過して契約しているものがある。</p>	<p>委託料において、備品購入費の内容が不備なものがある。</p>	<p>契約手続の審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>青森県ふるさと食品研究会</p>	<p>需用費において、競争入札すべきとされているものがある。</p>	<p>契約手続の審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>青森県営農大蔵校</p>	<p>公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。</p>	<p>公印の使用については、管理体制を強化するとともに、公印管守者の承認を受けることを周知徹底することとした。</p>
<p>青森空港管理事務所</p>	<p>需用費において、競争入札を随伴しているものがある。</p>	<p>契約手続の内部審査体制を強化し、適正な執行に努めることとした。</p>
<p>中南地域県民局地域整備部</p>	<p>需用費において、契約保証金免除限度額を大幅に上回っており、契約保証金が免除されているものがある。</p>	<p>契約手続の内部審査体制を強化し、適正な執行に努めることとした。</p>
<p>中南地域県民局地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>道路占用料については、引き続き、所在把握に努め、未納解消に努めることとした。河川占用料の未納については9月上旬に全て解消した。</p>

<p>旅費において、支給金額が誤っているものがある。</p>	<p>5月25日に返納通知を行い、5月31日まで、返納手続が完了した。また、適正な執行に努めることとした。</p>
<p>需用費において、建設機械(除雪車等)の点検整備等に係る検査が適正でないものがある。</p>	<p>職員に対しては、関係規定等の遵守を指導し、適正な執行に努めることとした。</p>
<p>需用費において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>職員に対しては、関係規定等の遵守を指導し、適正な執行に努めることとした。</p>
<p>原材料費において、一括して発注を行い、分割して発注を行っているものがある。</p>	<p>平成19年度に係る契約において、発注方法を改めた。</p>
<p>委託料において、比較すべき見積り金額と、契約しているものがある。</p>	<p>職員に対しては、関係規定等の遵守を指導し、適正な執行に努めることとした。</p>
<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>県営住宅等の使用料については、引き続き、青森県営住宅等家賃滞り整理等に基づき、毎戸訪問による納付指導や督促の徹底等を行った。使用料については、引き続き、債権者に対して納付指導や督促を行い、未納解消に努めることとした。また、遅延利息については、委託業者の倒産によるものであることから、委託業者の引き継ぎ、責任の所在を明確にするとともに、青森県財務規則等に基づき、未納解消に努めることとした。</p>
<p>西北地域県民局地域整備部(五所川原県土整備事務所)</p>	

<p>原材料費において、 決裁を得る前に物品 が発注しているもの がある。</p>	<p>に基つき適正な処理を行うことと した。</p>
<p>当年度は、1,636,044,464円の純損失が生じており、累積欠損金も8,986,676,069円となっており、その解消に努めること。</p>	<p>職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制を強化し、適正な執行に努めることとした。</p>
<p>収納分任出納員が使用している領収書で不正でない。</p>	<p>収納分任出納員名（平成19年度からは「現金取扱員」）と領収書を番号を付すること及び会計年度の記載を適正に行うこととした。</p>
<p>収納分任出納員が医業未収金を収納し、森病院内事務規則に従っていない。</p>	<p>収納後の現金を病院の会計窓口 に引き継ぐこととした。</p>
<p>過年度未収金の解消に努めること。</p>	<p>過年度未収金については、金額及び件数が年々増加しているため、平成18年4月から、非常勤嘱託職員を2名採用し訪問徴収などの業務を行わせている。</p>
<p>過年度医業未収金において、債権管理が適正でないものがある。</p>	<p>債務者の破産宣告による免責を 確認したので平成19年度未で不納 欠損処分を行うこととする。</p>
<p>その他医業外収益に未収金を計上しているところがないものがある。</p>	<p>平成18年度分からは未収金に計 上している。</p>
<p>研修負担金に係る旅費において、金額が誤っている</p>	<p>返納及び追給については全て処 理を終了している。今後の事務処 理については十分留意することと した。</p>

<p>建設改良費において、 決裁日が見積書の 収受日が入り、検査確認 の交換のみで確認 しているものがある。</p>	<p>今後の事務処理については十分 留意するとともに院内の書類 についてのもも完全を期すよう 努めていく。また、実際に使 用できるまで調整の必要があ る機器については、使用可能 となった時点で検査確認を行 うこととした。</p>
<p>建設改良費において、 物品を購入している ものがある。</p>	<p>今後の事務処理については適切 に行うこととした。</p>
<p>当年度は、118,301,447円の純損失が生じており、累積欠損金も807,803,025円となっており、その解消に努めること。</p>	<p>社会的入院患者の退院促進と 他医療機関との連携等により、 平均入院日数の短縮を図り、材 料費や経費の削減を図るなど、 累積欠損金の縮減に努めること とした。 なお、平成19年9月議会にお いて、現金の支出を伴わない減 価償却費等（全額）の処理が議 決された。</p>
<p>過年度医業未収金の 解消に努めること。</p>	<p>平成16年度から「未収金対策 マニュアル」を定期的に行い、 二会議や、文書や電話、訪問に よる未収金督促を継続実施して いる。</p>
<p>起案用紙に公印管 守者の承認を受けず、 公印を使用している ものがある。</p>	<p>公印を使用する際には承認印を もらうこと、事務処理に徹底さ せ、今完全を期することとした。</p>
<p>職員手当等（特殊 勤務手当）において、 支払いはないものがある。</p>	<p>支払いもれとなった手当てに ついて、速やかに追給を行った。 なお、統一台帳やシス テム化により、職員への周知徹 底を図る。また、事務職員に よる確認の徹底を図る。また、 事務処理に徹底することとし た。</p>
<p>旅費において、復 命書に宿泊地が記載 されていないものがある。</p>	<p>復命書の記載方法について、職 員への周知を徹底し、また、 事務室での確認に努めるなど、 復命書の記載方法を徹底し、 また、事務室での確認に努める こととした。</p>

青森県立弘前中央高
等学校

青森県立深浦高等学
校（木造高等学
校舎）

青森県立深浦高等学
校（木造高等学
校舎）

	ある。	今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県立百石高等学校	報償費、旅費並びに使用料及び支払手数料が滞延しているものがある。	支払滞延防止法を熟知し、今後、迅速な支出命令・支払完了の努力により、未払滞延防止に取り組むこととした。
青森県立六ヶ所高等学校	需用費において、収請求日に1～2か月及び隔たりがあるもの延滞しているものがある。	支払滞延防止法を熟知し、今後、支払い滞延とすることのないよう未然防止に取り組むこととした。
青森県立田名部高等学校	旅費において、支給金額が誤っているものがある。	支給金額の誤りについて、速やかに返納・追給を行った。なお、務今年度から旅費の計算は総務事務官がセクスタス・システムによる入力誤りのないよう、職員への周知徹底を図り、また、事務職員による確認を行うなど万全を期することとした。
青森県立弘前実業高等学校	起案用紙に公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。	公印使用承認印を事務長が押印し、起案者が事務長の公印をへる周知徹底を図り、事務官に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県総合学校教育センター	返納を要する現金を長期金庫に保管しているものがある。	精算手続が完了するまで、前渡資金及び返納手続に遺漏のないよう万全を期することとした。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭